

# 第1章 計画策定にあたって

## I 計画策定の背景

日本における高齢化は世界に類をみないスピードで進んでおり、『令和2年版高齢社会白書』によると、令和元年10月1日現在の日本の総人口は、1億2,617万人、そのうち、65歳以上の高齢者人口は3,589万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は28.4%となっています。さらに、65歳から74歳人口（前期高齢者人口）が1,740万人、75歳以上の人口（後期高齢者人口）が1,849万人となっており、後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回る状況となっています。

今後も高齢者人口は増加し、2042年に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じますが、総人口が減少する中で高齢者人口が増加することにより高齢化率は上昇すると推計されています。

これに伴い、支援を必要とするひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、要支援・要介護認定者、社会保障費等が増加する一方で、介護負担による介護離職、高齢者の孤立や高齢者虐待、少子化による地域社会の担い手の減少等が課題となっています。

こういった状況に対応していくため、国においては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、要介護者等への包括的な支援を行う「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを引き続き進めることとしているほか、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けた取り組みについても進めていくこととしています。

また、国は国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向け、「SDGs実施指針改定版（令和元年12月20日）」を定めており、地方自治体には様々な計画にSDGsの要素を反映することが期待されています。

本町においても、これらの方向性を踏まえながら、高齢者が安心して健康で暮らしていける環境や、高齢者を中心とする支援が必要な方を地域全体で支える体制の構築を進めていく必要があります。

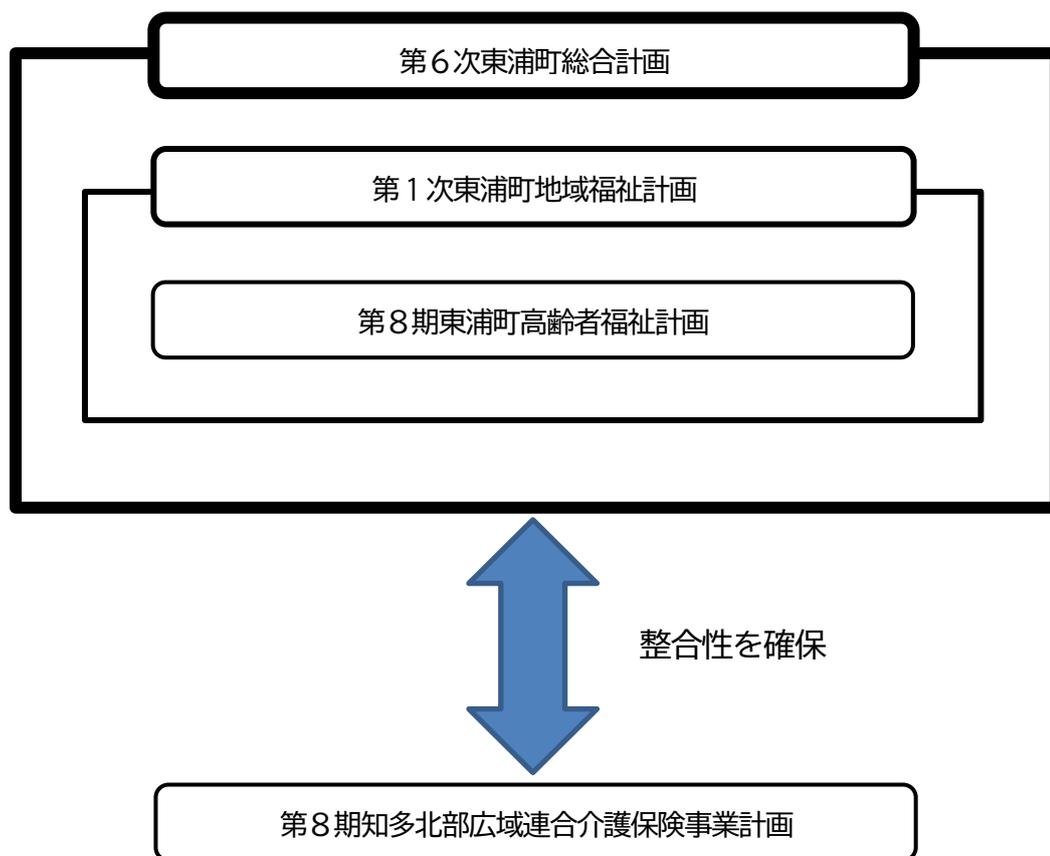
このような背景のもと、これまで以上に充実した高齢者福祉施策の実現を目指し、令和3年度から令和5年度を期間とする第8期東浦町高齢者福祉計画を策定することとしました。

## Ⅱ 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、市町村が定める市町村老人福祉計画として策定するもので、2019年度から2038年度までの20年間を計画期間とする第6次東浦町総合計画を上位計画としています。

また、平成27年度に策定した「東浦町地域福祉計画」は東浦町の地域福祉を包括的に定める計画であり、他の分野別計画と連携を図るもので、高齢者福祉計画の上位計画にもなります。

なお、介護保険法第117条の規定に基づき市町村が定める介護保険事業計画は、知多北部3市1町（東海市、大府市、知多市及び本町）で構成する知多北部広域連合において策定され、本計画はこの第8期知多北部広域連合介護保険事業計画との整合性を図っています。



### Ⅲ 計画の期間

本計画の計画期間は、介護保険事業計画との整合性を持たせるため、3年を1期として作成し、介護保険事業計画と同様に令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とします。

また、本計画がその理念や目標に沿って効果的に実施されているかを継続的に把握するため、毎年度実施状況の点検・評価を行い、計画の推進に反映していきます。

年度(和暦)		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
県	あいち健康福祉ビジョン2020				←→								
	あいち福祉保健医療ビジョン2026									←→			
	愛知県高齢者健康福祉計画(第7期)						←→						
	愛知県高齢者福祉保健医療計画(第8期)									←→			
町	東浦町総合計画(第5次)	→											
	東浦町総合計画(第6次)							→					
	地域福祉計画(第1次)				←→					→			
	地域福祉計画(第2次)									※1	←→		
	高齢者福祉計画(第5期)	→											
	高齢者福祉計画(第6期)			←→									
	高齢者福祉計画(第7期)						←→						
	高齢者福祉計画(第8期)									←→			
知多 北部 広域 連合	介護保険事業計画(第5期)	→											
	介護保険事業計画(第6期)			←→									
	介護保険事業計画(第7期)						←→						
	介護保険事業計画(第8期)									←→			

※1 令和3年度は第1次地域福祉計画の方針を引き続き推進します。